第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

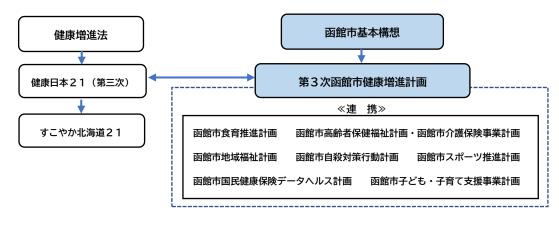
国では、基本的な法整備や仕組みの構築、データヘルス・ICTの利活用、社会環境整備等、諸活動の成果により健康寿命は着実に延伸しています。一方で、一部の指標の悪化、データの見える化・活用が不十分である等の課題が指摘されており、また、今後さらなる少子化・高齢化、社会の多様化等の社会変化が予想されています。これらを踏まえ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小により、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、「誰一人取り残さない健康づくり」や「より実効性を持つ取組の推進」に取り組む「健康日本21(第三次)」を令和6年度から推進します。

本市においては、これまで、平成25年に策定した「健康はこだて21(第2次)」に基づき、健康増進に向けた取り組みを推進し、次世代の健康状態は改善傾向に向かっているものの、働く世代や高齢期にかけて、多くの健康課題が残っていることに加え、健康寿命においては、全国、北海道よりも短い状況です。

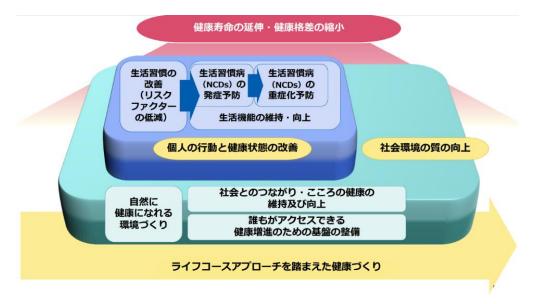
このことから、生涯より長く健康的に過ごし活躍できるよう、産学官連携や ICTの活用による健康増進の環境づくりの基盤を整備し、第2次計画の評価 結果や健康データの調査分析によって抽出した本市の健康課題の解決を重点的 に取り組む「第3次函館市健康増進計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

この計画は、健康増進法に基づき本市の特性を踏まえて策定する健康づくりの計画であり、函館市基本構想 (2017~2026) 基本目標「いつまでも生き生きと暮らせるまちをめざします」の実現を具現化する個別計画として位置付け、他の諸計画との整合性を図り、策定したものです。



【参考 健康日本21 (第三次)の概念図】



3 SDGsとの関係

SDGsは、2015年(平成27年)9月に国連の「持続可能な開発サミット」で採択された、2030年(令和12年)までに先進国と開発途上国が共に取り組むべき課題とその目標のことであり、「持続可能な開発目標(\mathbf{S} utainable \mathbf{D} evelopment \mathbf{G} oal \mathbf{s})を略したものです。

経済・社会・環境をめぐる幅広い課題の解決をめざすもので、本計画に定める施策はSDGsにもつながるものです。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT

